（証券コード2402）
2023年12月18日

株　主　各　位

東京都品川区東品川二丁目２番43号
株　式　会　社　ア　マ　ナ
代表取締役社長　進　藤　博　信

「臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会電子提供措置事項」の一部修正について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2023年12月１日付で電子提供措置を開始し、同月８日付でご送付いたしました当社「臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類について、修正がございます。
謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正の内容についてお知らせいたします。

敬具

記

臨時株主総会参考書類（修正箇所に下線を付しております。）

第１号議案から第９号議案の上程に至る経緯（８頁）

〈修正前〉

（略）

以上の検討を経て、当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、（ⅰ）株式会社Infinity brand capital（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。なお、本第三者割当は、第１号議案に記載のとおり、本第三者割当①及び本第三者割当②により行われます。）を実施すること、及び（ⅱ）当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株当たり22円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）を決議いたしました。

（以下略）

〈修正後〉

（略）

以上の検討を経て、当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、（ⅰ）株式会社

Infinity brand capital（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。なお、本第三者割当は、第１号議案に記載のとおり、本第三者割当①及び本第三者割当②により行われます。）を実施すること、及び（ⅱ）当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株当たり22円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）を決議いたしましたが、その後、同年12月18日開催の取締役会において、本株式併合の割合につき、当社普通株式4,650,000株を１株に併合することを決議いたしました。

（以下略）

第６号議案　取締役の員数変更に関する定款一部変更の件（23頁）

〈修正前〉

１．　提案の理由

第７号議案に記載のとおり、本新株式の払込みを条件として新たに取締役３名の選任をお願いするにあたり、取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数を11名以内から13名以内に変更するものであります。なお、当社の代表取締役進藤博信は、本第三者割当の実行をもって代表取締役及び取締役を辞任する予定であり、その他の取締役の処遇については今後決定される予定です。

（以下略）

〈修正後〉

１．　提案の理由

今後取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数を11名以内から13名以内に変更するものであります。なお、2023年12月18日に、当社の代表取締役進藤博信より、本新株式の払込みの完了をもって、当該払込完了日に当社の代表取締役及び取締役を辞任する旨の申し出があり、当社はこれを受理いたしました。また、当社代表取締役以外の取締役のうち、割当予定先との協議を踏まえ、吉田大介、伊賀智洋、深尾義和、山口俊光、佐伯泰寛、青木裕美、太田睦子、飛松純一及び彦工伸治については本新株式の払込みの完了をもって、平田静子については上場廃止をもって、当該払込完了日又は上場廃止日に当社の取締役を辞任する旨の申し出が2023年12月18日にあり、当社はこれを受理いたしました。

（以下略）

第８号議案　株式併合の件（26頁から33頁）

〈修正前〉

当社の普通株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式3,300,000株を１株に併

合すること（本株式併合）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

（略）

２． 会社法第180条第２項各号に掲げる事項

（１） 併合の割合

当社普通株式について、3,300,000株を１株に併合いたします。

（略）

３． 会社法第180条第２項第１号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は、当社普通株式について、3,300,000株を１株に併合するものです。本株式併合は、当社の普通株主を割当予定先のみとすることを目的として行われるものであること、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は相当であると判断しております。

（略）

４． 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（略）

（３） 本第三者割当

当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、株式会社Infinity brand capitalを割当先とする第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、１株当たり22円の金銭を交付することについて決議いたしました。

（以下略）

〈修正後〉

当社の普通株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式4,650,000株を１株に併合すること（本株式併合）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

（略）

２． 会社法第180条第２項各号に掲げる事項

（１） 併合の割合

当社普通株式について、4,650,000株を１株に併合いたします。

（略）

３． 会社法第180条第２項第１号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は、当社普通株式について、4,650,000株を１株に併合するものです。本株式併合は、当社の普通株主を割当予定先のみとすることを目的として行われるものであること、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は相当であると判断しております。

（略）

４． 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（略）

（３） 本第三者割当

当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、株式会社Infinity brand capitalを割当先とする第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社の普通株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式3,300,000株を１株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、１株当たり22円の金銭を交付することについて決議いたしましたが、その後、同年12月18日開催の取締役会において、本株式併合の割合につき、当社普通株式4,650,000株を１株に併合することを決議いたしました。

（以下略）

第９号議案　単元株式数の定めの廃止等に関する定款一部変更の件（34頁及び35頁）

〈修正前〉

１． 提案の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は1,010株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、また、株式併合の割合を勘案して当社普通株式の発行可能種類株式総数を変更するために、本株式併合の効力発生を条件として、定款第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式の発行済株式総数は1,010株（うち普通株式10株、A種優先株式1,000株）となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力発生を条件として、現在１単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

（以下略）

〈修正後〉

１．　提案の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は1,010株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、また、株式併合の割合を勘案して当社普通株式の発行可能種類株式総数を変更するために、本株式併合の効力発生を条件として、定款第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式の発行済株式総数は1,008株（うち普通株式８株、A種優先株式1,000株）となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力発生を条件として、現在１単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

（以下略）

以　上

【ご注意】
株主の皆様に2023年12月８日付でお送りした議決権行使書用紙につきましては、議決権のご行使のためにそのままお使いいただけます。
また、既に議決権行使書用紙を用いて行使された議決権につきましては、臨時株主総会第６号議案、第８号議案及び第９号議案、並びに普通株主様による種類株主総会第２号議案に関しては、上記の修正後の議案に対する議決権のご行使として取り扱わせていただきます。既に行使された議決権のご行使内容を変更されたい場合は、お手数ですが、株主総会当日のご出席により改めて議決権を行使されるか、株主名簿管理人にて議決権行使書用紙の再発行・再送を承りますので、下記の連絡先へご一報の上、議決権行使書用紙の再発行をご依頼くださいますようお願い申し上げます。

〈連絡先〉

株主名簿管理人　　三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
電話　0120-232-711（通話料無料）